

火災保険契約内容の調査・点検における不十分な点と今後の調査対策について

ニューインディア保険会社

調査・点検において未だ不十分な点	今後の調査計画
<p>1. サンプル調査が不十分</p> <p>契約申込書上で、構造級別・割引適用・超過保険の有無をチェックして、誤りの可能性がある契約について事実確認を行う手法で調査・点検を行いました。</p> <p>しかしながら、例えば契約申込書上の構造表示が現実の建物を正しく表示しているかのサンプルチェックをしていませんでした。</p> <p>2. 調査・点検におけるヒューマンエラー防止が不十分</p> <p>契約の重要事項についての募集人の保険料等の適用誤りや社員のチェック漏れ等のヒューマンエラーを発見できるシステムの構築が不十分だったことが、契約の不備項目を発見できなかった一因でした。本来そのチェックシステムの精度を拡充・整備して再度不備契約の洗い出し作業を行うべきですが、実施に至りませんでした。</p>	<p>1. サンプル調査の実施</p> <p>契約申込書上は構造級別の適用・割引の適用・超過保険の有無に問題がないと見られる契約について、全体の1割程度を任意抽出し、契約内容が現実の建物を正しく表示しているかのサンプルチェックを2008年度上期中に行います。</p> <p>その結果、契約申込書の記載内容に誤りが発見された代理店については調査割合を3割程度に拡大する等誤りの内容と程度に応じて順次拡大して下期中に調査を行います。</p> <p>誤りが発見された代理店に対しては、別紙1再発防止策に記載した研修を「指導強化対象代理店」と位置づけて研修を徹底します。</p> <p>2. 整備したシステムによる再チェック</p> <p>2008年度上期中にシステムチェックの拡充・整備を行います。</p> <p>そのうえで、下期中に調査対象契約を再度システムチェックにかけ、不備契約を抽出します。</p> <p>抽出された契約につき、下期中にお客さまへの照会等によって事実確認を行います。契約内容の是正や保険料の返還が必要と判明した場合は、速やかに契約内容の是正と保険料の返還を行います。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>